

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (前払式支払手段関係)

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年6月10日法律第61号)	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
前払式支払手段に関する内閣府令	前払式支払手段府令
事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)	事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)
金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告(2022年1月11日)	資金決済WG報告

## 目次

I 高額電子移転可能型前払式支払手段の要件等	1
II 不適切な利用を防止するための措置	17
III その他	19

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 高額電子移転可能型前払式支払手段の要件等		
(1) 残高譲渡型前払式支払手段		
1	<p>前払式支払手段府令第1条第3項第4号について (意見)</p> <p>「発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転をすることができる」について、指図をした利用者とは異なる利用者の「一般前払式支払手段記録口座」に未使用残高を移転することができるものだけに限られることを明確にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>例えば、携帯電話端末の機種変更に伴う手続において、利用者自身が別の端末のアプリケーションに残高を移し替えるため、一時的に10万円を超える残高を、発行者のサーバを経由して移転することや、利用者が店頭のレジで自らの前払式支払手段記録口座を特定したうえでチャージのための支払を行うことにより、発行者に指図して自らの前払式支払手段記録口座の残高を増加させることなどがあり得ることから、ここでいう移転とは、異なる利用者間での移転であることを明確にしないと、規制の対象範囲が本来の趣旨よりも拡大してしまう恐れがあるため。</p>	<p>ご指摘の事例については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、前払式支払手段府令第1条第3項第4号における「移転」とは、第三者への移転を意味するものと考えます。</p>
2	<p>前払式支払手段府令第1条第3項第4号の「移転をすること」とは、以下事例のように同一利用者における「一般前払式支払手段記録口座」における未使用残高の減少及び増加の記録をすることは含まないとの理解で良いか。(「移転をすること」とは「第三者へ残高を譲渡すること」との理解で良いか。)</p> <p>(事例)</p> <p>利用者(甲)の指示に基づき、前払式支払手段発行者(乙)が、前払式支払手段発行者(乙)が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて利用者(甲)の一般前払式支払手段記録口座(A)の未決済残高を10万円を減少させ、利用者(甲)の一般前払式支払手段記録口座(B)の未決済残高を10万円増加させること。</p>	

3	<p>「移転」(前払式支払手段府令第1条第3項第4号、第5条の2第1項第1号)の意義について</p> <p>(1)「移転」とは、利用者の未使用残高を、当該利用者以外の他の利用者に移転するもののみを指すのであって、①加盟店での利用による未使用残高の減算、②当該利用者への払戻し(資金決済法第20条第5項ただし書に該当する場合は、「移転」に該当しないとの理解で正しいか。</p> <p>(2)他の前払式支払手段発行者が発行する前払式支払手段を購入(交換)する場合には、加盟店での利用(前記①)に該当することから、「移転」に該当しない(前払式支払手段の「使用」に該当する)との理解で正しいか。</p> <p>(3)同一の前払式支払手段発行者が発行する別の種類の前払式支払手段購入時の代価弁済に用いるのであれば、購入する前払式支払手段の自家型・第三者型の区分にかかわらず、通常は前払式支払手段の「使用」に該当し「移転」には該当しないとの理解で正しいか。</p>	<p>(1)について 貴見のとおりと考えます。</p> <p>(2)・(3)について 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。ある前払式支払手段を他の種類の前払式支払手段の購入時の代価弁済に用いるのであれば、自家型・第三者型の区分にかかわらず、基本的には前払式支払手段の「使用」に該当し、「移転」には該当しないと考えます。</p> <p>なお、ある前払式支払手段Aを発行する者が、当該前払式支払手段Aを購入することによりのみ使用可能な前払式支払手段Bを別途発行する事例など、形式的に種類を分けていても、実質的には同一と認められる前払式支払手段を発行する事例においては、A及びBは両者一体のものとして資金決済法の規制対象になると考えます。このような事例については、個別事例ごとに実態把握を行い、その結果を踏まえ、類似事例も念頭に、必要に応じてモニタリングを行うべきものであると考えます。</p>
(2) 番号通知型前払式支払手段		
4	<p>前払式支払手段府令第1条第3項第5号は、①前払式支払手段であること、②電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であること、③当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録するものであること、の3つの要件をすべて満たす場合に「番号通知型前払式支払手段」に該当するとの構文となっているが、構文どおり、いずれか1つでも要件を欠く場合は、「番号通知型前払式支払手段」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
5	<p>「前払式支払手段のうち」(前払式支払手段府令第1条第3項第5号)における「前払式支払手段」には、資金決済法第4条第1号から第7号までに規定される適用除外の前払式支払手段は該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>適用除外の前払式支払手段(資金決済法第4条各号に掲げる前払式支払手段)も該当すると考えます。</p>
6	<p>「電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等」(前払式支払手段府令第</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「第三者」とは番号等の発行を受けた利用者</p>

	<p>1条第3項第5号)における「第三者」に、「番号等の通知を受け」て「当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録する」発行者自身は含まれるか。</p> <p>発行者自身が「第三者」に含まれる場合、発行者以外の第三者が、不正利用の場面を除き「番号等」を知り得ない仕様であって、「番号等」の転々流通が生じ得ない状況においても、「番号通知型前払式支払手段」に該当するものとして規制対象となり得るため、規制の趣旨にそぐわない結論となるように思われる。</p>	<p>以外の者を意味しますので、発行者も含まれると考えます。</p> <p>なお、ご指摘の前払式支払手段の仕様が必ずしも明らかではありませんが、仮に発行者以外の第三者が番号等を知り得ないのであれば、「当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録する」ことができず、番号通知型前払式支払手段には該当しないものと考えます。</p>
7	<p>例えば、2種類の前払式支払手段を同じ事業者が発行しており、そのうち1種類の前払式支払手段（以下「A」とする。）の利用者が、当該事業者に対し自身の会員情報（ID・パスワード）を通知し申請手続をすることで、もう1種類の前払式支払手段（以下「B」とする。）への利用者指定額の交換（Aの前払式支払手段記録口座から利用者指定額分のAの未使用残高を減算し、Bの前払式支払手段記録口座へ利用者指定額分のBの未使用残高を加算すること）が可能である場合において、通知される会員情報（ID・パスワード）は前払式支払手段府令第1条第3項第5号にいう「電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の事例におけるID・パスワードは「電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等」に該当し得ると考えます。</p>
8	<p>「番号通知型前払式支払手段」（前払式支払手段府令第1条第3項第5号）は「（中略）電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であって、当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として（中略）記録するもの」として定義されています。</p> <p>前払式支払手段発行者の提供するサービスにおいて番号等の通知により前払式支払手段の譲渡を行うことができる場合であったとしても、譲渡人による所定の操作により譲渡手続が開始され、かつ、譲渡人による譲渡承認により譲渡手続が完結するという譲渡の仕組みが採用されているときは、「番号通知型前払式支払手段」の定義のうち「当該番号等の通知を受けた発行者が当該通</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。番号等の受取人がこれを発行者に通知して未使用残高の記録（チャージ）を行う場合において、発行者が当該番号等の送付人の承認を受けることが必要となる場合、通常、当該番号等は番号通知型前払式支払手段には該当せず、残高譲渡型前払式支払手段に該当すると考えます。</p>

	<p>知をした者とその保有者として（中略）記録するもの」（前払式支払手段府令第1条第3項第5号）を充足しないために、当該前払式支払手段は「番号通知型前払式支払手段」に該当しないものと理解してよいでしょうか。このような仕組みであれば「番号通知型前払式支払手段」の定義の範囲外と思われるほか、今般の改正の趣旨を害するものではないと考えております。</p>	
9	<p>前払式支払手段府令第5条の2第1項第2号口の「前払式支払手段記録口座に記録が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるものであること」は、チャージ行為に着目した表現であり、「1か月当たりのチャージ額の累計額が30万円超」という趣旨か。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>1月当たりに累計で30万円を超えるチャージが可能な前払式支払手段については、前払式支払手段府令第5条の2第1項第2号口に掲げる要件に該当します。</p>
10	<p>（1）発行する前払式支払手段の利用者を2つのグループにわけ、第1のグループは犯罪収益移転防止法の定める取引時確認を経ていない利用者全員として、いわゆるウォレットの未使用残高の上限額を30万円とする（または、前払式支払手段府令第5条の2第1項第2号の要件を満たさない前払式支払手段のみ購入・チャージできるようにする）。また、第1のグループの中から、取引時確認を経た利用者のみで第2グループを作り、第2グループの利用者は30万円を超えてウォレットに前払式支払手段残高を保有できる、とすることに法的な問題はあるか。</p> <p>（2）上記（1）のように利用者を2グループに分けることが許される場合、現実的な発行方法としては、例えば、前払式支払手段の発行価額・支払可能金額等をいずれも100円から10万円として、第2グループの利用者のみ、30万円を超えてウォレットに登録できる、とすることが考えられる。前払式支払手段府令別紙様式第1号の「第4面」によると、「電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無」を記載することになっているが、同一種類の前払式支払手段が、登録者・利用者によっては、「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当するという場合、第4面ではその旨説明する形で記載すればよいか。</p>	<p>（1）について</p> <p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、①高額電子移転可能型前払式支払手段と②それ以外の前払式支払手段をそれぞれ別々に発行し、①の発行を受ける利用者についてのみ、犯罪収益移転防止法の取引時確認を行うこととすることは法令上可能です。</p> <p>仮に、一般前払式支払手段記録口座（前払式支払手段府令第1条第3項第6号）のチャージ上限額等に差を設けることで、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する番号通知型前払式支払手段と、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない番号通知型前払式支払手段を発行されるのであれば、それらは同一の前払式支払手段には該当しない（銘柄が同じであっても、法的には別の種類の前払式支払手段となる）ので、登録申請書においても別々に記載いただく必要があります。</p> <p>なお、資金決済WG報告において、以下の考え方が示されています。</p> <p>（5）「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応 （中略）</p> <p>発行者においては、高額電子移転可能型であるものと高額電子移転可能型でないものの両方を</p>

	<p>(3) 例えば、コンビニエンスストアで販売している額面1,000円の前払式支払手段は、上記第2グループの人が登録すれば、「高額電子移転可能型前払式支払手段」になると思われるが、第1グループの人が登録した場合は、「高額電子移転可能型前払式支払手段」にはならないと思われる。</p> <p>コンビニエンスストアでの販売時には、登録する人が取引時確認を経ているかどうかはわからない。この場合、当該前払式支払手段の発行残高は、どのように計上すればいいか。発行時点は、「高額電子移転可能型前払式支払手段」ではないものとして計上し、その後、取引時確認を経た者が登録した時点で、その残高を「高額電子移転可能型前払式支払手段」の残高に移転させるという方法でよいか。</p>	<p>発行する場合は考えられる。この場合、制度上、両者は別々の前払式支払手段と位置付けられるが、実務上は、利用者が同一のアプリ等においてシームレスに高額電子移転可能型に移行できるような仕組みを可能とすることが考えられる。(後略)</p> <p>(2)・(3)について</p> <p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、例えば、番号通知型前払式支払手段について、番号等が利用者の一般前払式支払手段記録口座(アカウント)に記録(チャージ)される前の状態においては、チャージ先が、高額電子移転可能型前払式支払手段のアカウント(資金決済法第3条第9項に規定する前払式支払手段記録口座)か、これに該当しない通常のアカウント(一般前払式支払手段記録口座)か、いずれになるかが不明な状態であることが考えられます。この場合には、発行者は、番号等が利用者のアカウントにチャージされるまでは、当該番号等を、その発行時において、便宜上、高額電子移転可能型前払式支払手段ではない番号通知型前払式支払手段の未使用残高として内部管理し、高額電子移転可能型前払式支払手段のアカウントにチャージされた時に、これを高額電子移転可能型前払式支払手段の未使用残高に振り替えることも差し支えないと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の前払式支払手段府令別紙様式第1号の第4面について、「電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無」の記載欄は、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当するかどうかに関わらず、電子移転可能型前払式支払手段への該当の有無を記載するものです。</p>
	<p>(3) 番号通知型前払式支払手段に準ずるもの(いわゆる国際ブランドの前払式支払手段)</p>	
11	<p>前払式支払手段府令第5条の2第2項第1号に規定する「その記録」とは、同項柱書の「その未使用残高が前払式支払手段記録口座に記録」されるものであるから、1月間の記録可能な未使用残高総額(チャージ総額)「三十万円」を算定するにあたっては、「三十万円(利用者による前払式支</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。一般に、「その記録が可能な一月間の未使用残高の総額」(前払式支払手段府令第5条の2第2項第1号)の算定においては、取り消された金額は含めない(総額から控除する)ものとして差し支えないと考えられます。</p>

	<p>払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由により三十万円を超える未使用残高が記録されることとなる場合にあっては、三十万円にその超える部分の未使用残高を加えた額)」が妥当との解釈にて認識相違ないか。</p> <p>そのように解さなければ、例えば利用者が1月間に30万円を既にチャージ済である場合に、過去利用分のキャンセルを受け付けることができない等、事業者にとって対応困難な状況が生じるため、前払式支払手段府令第5条の3第1項の括弧書きを定めた趣旨と同様の上記趣旨が妥当すると考えるが、その理解で正しいか。</p>	<p>なお、1月間において総額として一度でも30万円を超える記録が生じ得る設計となるものは、前払式支払手段府令第5条の2第2項第1号の要件に該当します。</p>
12	<p>未使用残高の総額算出にあたっての売上キャンセルの考え方について</p> <p>前払式支払手段府令第5条の2第2項第3号に定める「代価の弁済に充てること(中略)が可能な一月間の未使用残高の総額」三十万円を算出するにあたっては、利用者の加盟店での使用分の取消し(売上キャンセル)があった場合には、総額計算にあたり、当該取消金額を控除することができるかと考えるが認識相違ないか。(同号の趣旨を潜脱するようなものではないことを前提)</p> <p>&lt;補足&gt;</p> <p>例えば、事業者の前払式支払手段を利用して、利用者が30万円の買い物をし、同日、同買い物を取消したような場合を想定すると、上記のように考えなければ、利用者のその後の買い物が不可能になってしまう等の不利益が生じてしまうため、念のため確認したい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。一般に、「代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な一月間の未使用残高の総額」(前払式支払手段府令第5条の2第2項第3号)の算定においては、取り消された金額は含めない(総額から控除する)ものとして差し支えないと考えられます。なお、1月間において総額として一度でも30万円を超える使用が生じ得る設計となるものは、前払式支払手段府令第5条の2第2項第3号の要件に該当します。</p>
13	<p>金融庁告示案「前払式支払手段に関する内閣府令第五条の二第二項第二号の規定に基づき登録商標を定める件」における「前払式支払手段に関する内閣府令第五条の2第2項第2号に規定する金融庁長官が定めるもの」の定義に関して、以下2点確認させていただきたい。</p> <p>(1)「JCB PREMOに係るもの」が適用除外となっている株式会社ジェーシービーの登録商標について、仮にJCB PREMO以外の商標を付すものであ</p>	<p>(1)について</p> <p>資金決済WG報告の考え方に基づき、国際ブランドのクレジットカードと同じ決済基盤で利用することができるプリペイドカード(いわゆる国際ブランドの前払式支払手段)を指定することが適当であると考えるところ、今般の金融庁告示(「前払式支払手段に関する内閣府令第五条の二第二項第二号の規定に基づき登録商標を定める件」)における適用除外は、資金決済WG報告の内容を踏まえ、当該商標を付した前払式支払手段の</p>

	<p>っても、いわゆる国際ブランドプリペイドに類するものでなければ、JCB PREMO と同様に適用除外となり、即ち高額電子移転可能型前払式支払手段の類型のうち「番号通知型に準ずるもの」には該当しない理解でよいか。</p> <p>(2) 仮に JCB PREMO 同様に「適用除外」とする必要がある商標を付した前払式支払商品を展開する場合には、都度あらかじめ貴庁へ申告することで、告示上の除外指定の追加が可能という理解でよいか。</p> <p>&lt;補足&gt;</p> <p>当該前払式支払手段府令及び金融庁告示案の趣旨は、令和3年度の金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」における報告上でも言及されているとおり、国際ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用し、クレジットカードと同様の機能を有する前払式支払手段を類型化したうえで、クレジットカードと同様のマネー・ロンダリングリスクを有するものとして適切な対策を講じることを各事業者に求めることであると理解。</p> <p>よって、上記定義に該当しない JCB PREMO が適用除外となることは現告示案の記載のとおりであるが、今後 JCB PREMO 以外にも同様に株式会社ジェーシービーの登録商標を付すものの、いわゆる国際ブランドプリペイドには類さない前払式支払商品を商用展開する可能性もあることから、あらかじめ確認させていただくもの。</p>	<p>商品性に照らして、告示案を作成した時点において、規制の必要性がないことが確認されたものを個別に指定したものです。</p> <p>そのため、当該告示の商標権者欄に記載された者の商標であって、適用除外欄に記載されていない登録商標を付した前払式支払手段については、前払式支払手段府令第5条の2第2項第2号に規定する金融庁長官が定めるものに該当します。</p> <p>(2) について</p> <p>当該告示の適用除外欄において指定した商標以外の商標の追加については、管轄の財務(支)局にご相談ください。</p>
14	<p>「使用」の意義について(前払式支払手段府令第5条の2第2項第4号)</p> <p>「使用」とは、利用者の未使用残高を加盟店で利用することのみを指すのであって、①当該利用者以外の他の利用者に移転することによる減算、②当該利用者への払戻し(資金決済法第20条第5項ただし書に該当する場合は、使用に該当しないという理解で正しいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
15	<p>前払式支払手段府令第5条の2第2項第4号の対象となる前払式支払手段の種別について</p> <p>(1) 同号は、オンライン加盟店において、カード番号を入力することにより使用することができる前払式支払手段が対象となるとの理解で相</p>	<p>(1) について</p> <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。ご指摘のような前払式支払手段については、基本的に前払式支払手段府令第5条の2第2項第4号に掲げる要件に該当</p>

	<p>違わないか。</p> <p>(2) この場合、物理カード等（携帯電話等の電子機器による決済が可能な前払式支払手段を含む）を発行し、店頭加盟店でのみ利用できる前払式支払手段であって、オンライン加盟店での利用が不可能となるように基本的な制御がなされていれば、同号に該当しないとの理解で正しいか。</p>	<p>すると思います。</p> <p>(2) について 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。前払式支払手段の使用に当たり発行者の交付する証票等の提示が必須とされる商品設計なのであれば、基本的に前払式支払手段府令第5条の2第2項第4号に掲げる要件に該当しないと考えます。</p>
16	<p>「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」（資金決済法第3条第8項第1号）の意義について</p> <p>いわゆる国際ブランドプリカ等、物理カード型の前払式支払手段を用いて、オンライン加盟店でショッピング利用する際に、券面に記載のあるカード番号、有効期限、セキュリティコード等を入力することで当該オンライン加盟店で利用できることは、前払式支払手段府令第5条の2第2項第4号の要件に該当する（よって、前払式支払手段府令第23条の3第2号口の体制整備は必要である）ものの、そのことをもって、資金決済法第3条第8項第1号の「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」に該当しないとという理解で正しいか。</p> <p>それとも、形式的には「電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの」に該当するが、そのことのみでは、前払式支払手段府令に定める「残高譲渡型前払式支払手段」や「番号通知型前払式支払手段」には該当しないため、資金決済法第3条第8項第1号第2括弧書きの要件に該当せず、同号には該当しないとという理解が正か。</p> <p>2022年1月11日付金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告脚注147には、「番号通知型（狭義）に準ずるもの（いわゆる国際ブランドの前払式支払手段）の場合、チャージ済の残高の利用権と紐づいた番号が、発行者が管理する仕組みの外で、番号通知により価値が実質的に移転される。」との記載があるため確認するもの。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、前払式支払手段の利用権と紐づくものとして発行者から付与された番号等を他者に通知することにより、当該他者に対し、当該前払式支払手段を利用させることが可能なだけであれば、通常は、「電子情報処理組織を用いて移転をすることができる」（資金決済法第3条第8項第1号）ものには該当しないと考えます。</p>
	<p>(4) 一般前払式支払手段記録口座（前払式支払手段府令第1条第3項第6号）及び前払式支払手段記録口座（資金決済法第3条第9項）</p>	

<p>17</p>	<p>前払式支払手段府令第1条第3項第6号について (意見) 「前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座」について、利用者やアカウントに紐づいたものを指すものであることを明確にすべきである。 (理由) 例えば、番号等そのものに未使用残高が紐づいているものの、当該未使用残高と別の番号等に紐づいている未使用残高を利用者やアカウントに紐づけて合算できない場合には、「一般前払式支払手段記録口座」には該当しないと考えられるため。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、1人の利用者が複数の前払式支払手段の発行を受けるものの、発行者から開設を受けたアカウント内で当該複数の前払式支払手段の未使用残高を任意に統合できるような場合は、当該アカウントは全体として1つの「口座」(前払式支払手段府令第1条第3項第6号)に該当すると考えます。</p>
<p>18</p>	<p>前払式支払手段府令第1条第3項第4号に定める「一般前払式支払手段記録口座における未使用残高」について、1人の利用者が複数の前払式支払手段の発行を受けることができる場合、各々の前払式支払手段記録口座における未使用残高を人単位で名寄せをした後の未使用残高の合算額が一定以上を超える場合は、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当するものか。 具体例として、前払式支払手段1つ自体の未使用残高の上限額は20万円であるが、ユーザーは同時に2つ以上の前払式支払手段を保有することができ、この場合の1か月間の未使用残高上限額は合算すると30万円を超えることができる。 なお、ユーザーは、自己が保有する前払式支払手段内で残高を移転することもできるが、その場合、1つの前払式支払手段における未使用残高の上限額は20万円となる。 この場合、前払式支払手段府令第5条の2第1項第1号口に定める「移転が可能な一月間の未使用残高の総額が三十万円を超えるもの」に該当するものか。もしくは、人単位の合算額は考慮する必要がなく、あくまで前払式支払手段記録口座単位の未使用残高になるため、該当しないものか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、1人の利用者が複数の前払式支払手段の発行を受けるものの、発行者から開設を受けたアカウント内で当該複数の前払式支払手段の未使用残高を任意に統合できるような場合は、当該アカウントは全体として1つの「口座」(前払式支払手段府令第1条第3項第6号)に該当すると考えます。</p>
<p>19</p>	<p>利用者が前払式支払手段を利用してある商品を購入し、決済したのち、当該注文が取り消された場合、利用者は通常、当該前払式支払手段にて</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。一般に、「前払式支払手段の発行者の責めに帰することができない事由」</p>

	<p>返金を受けるとされている場合で、利用者都合による取消しの場合は「利用者による前払式支払手段の使用の取消し」に該当し得ると思われる。</p> <p>他方、前払式支払手段を決済手段として受け取る者（上記商品購入の例での売主）都合による売買契約の取消しや、売買サイトの運営者都合による取消しもありえるところ、このような前払式支払手段を決済手段として受け取った者（売主）やサイト運営者都合による取消しの場合も「その他の前払式支払手段の発行者の責に帰することができない事由」（前払式支払手段府令第5条の3第1項）に該当すると考えてよいか。また、上記売主やサイト運営者が、前払式支払手段発行者の親会社・子会社・関連会社であったとしても結論に変わりはないか。</p>	<p>（前払式支払手段府令第5条の3第1項）に該当するかどうかは、未使用残高の上限額である30万円を超える記録の加算が前払式支払手段発行者の影響がない形で行われるかどうかによって、判断すべきものと考えられます。</p>
20	<p>前払式支払手段府令第5条の3第1項が規定する「利用者による前払式支払手段の使用の取消しその他の前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由」に、以下（1）から（5）の場合は含まれるか。</p> <p>なお、以下のいずれにおいても、利用者との契約関係を定める利用規約上、未使用残高（資金決済法第3条第8項第1号に規定する未使用残高をいい、以下単に「残高」と略す。）の上限が30万円と定められていることに加えて、アカウント（前払式支払手段府令第1条第3項第6号に規定する「一般前払式支払手段口座」をいう。以下同じ）の残高が30万円を超えた場合は、利用者自らによるチャージはできないこととする。</p> <p>（1）利用者が、アカウントに30万円の残高を保有している状況において、他の利用者から残高の譲渡を受けた結果、当該譲渡を受けた利用者のアカウントの残高が30万円を超える場合。</p> <p>（2）前払式支払手段サービスの仕様（仮）において、(a) 当社の提供する（決済に限られない）プラットフォームサービスにおけるユーザー登録、及び、(b) 当該プラットフォームサービスのユーザーであることを前提とする電子マネーアカウントの開設を別々に行うことができ、(a)に加えて(b)までを行うことによってアカウントに残高</p>	

	<p>を保有することができるものとする。そして、残高を譲渡する利用者（以下「譲渡元」という。）から他の利用者（以下「譲渡先」という。）に対して残高を譲渡した際に譲渡先が(a)のみを行った状態である場合、当該譲渡時点で譲渡元のアカウントから当該譲渡に係る残高が減算される一方、譲渡先が一定期間内に(b)を行わなければ、当該譲渡に係る残高は譲渡先アカウントの残高には含まれず、一定期間経過後に譲渡元のアカウントに返却されることになるものとする。以上の仕様を前提に、譲渡元利用者が、(a)のみを行った譲渡先利用者に残高を譲渡したが、譲渡先利用者が一定期間内に(b)を行わなかったことから当該譲渡に係る残高が譲渡元利用者のアカウントに返却され、結果的に同利用者のアカウントの残高が30万円を超えた場合。</p> <p>(3) 利用者が、加盟店（資金決済法第10条第1項第4号に規定する加盟店をいう。以下同じ。）での決済に前払式支払手段（サーバ型）を使用した但其の取消しをしたい場合に、加盟店に対して前払式支払手段の使用の取消しを申し出た上で、当該加盟店が前払式支払手段の使用の取消処理を行い、その処理データが発行者が管理するサーバに反映されるというように、利用者ではなく主として加盟店による処理により取消しが実施される場合。</p> <p>(4) 上記(3)と同様の事例として、利用者からの前払式支払手段の取消しの直接的な申し出がないが、加盟店が、前払式支払手段の使用の取消しについて利用者による同意を得た上で前払式支払手段の使用の取消し処理を行う場合。</p> <p>(5) (前払式支払手段の発行の業務に関し) 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失に対する補償として、当該損失に相当する前払式支払手段の残高を、発行者から当該損失を被った利用者へ付与する形で補償を行った結果、当該利用者のアカウントの残高が30万円を超える場合。</p>	
21	「一般前払式支払手段記録口座」へ記録する未決済残高の上限を30万円と定めている場合にお	

	<p>いて、以下の事由により「一般前払式支払手段記録口座」へ記録する未決済残高が一時的に 30 万円を超えてしまった場合、以下の事由は前払式支払手段府令第 5 条の 3 第 1 項の括弧書きにある「前払式支払手段発行者の責めに帰することができない事由」に該当するか。</p> <p>①加盟店又は利用者による売上の取消、返品  ②前払式支払手段発行者が行うキャンペーン  ③国際ブランドや提携先企業等の前払式支払手段発行者以外が行うキャンペーン</p>	
22	<p>前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座に記録される未使用残高の上限額 30 万円を超えるものが「前払式支払手段記録口座」(前払式支払手段府令第 5 条の 3 第 1 項)とされているが、当該「前払式支払手段記録口座」へ記録できる未使用残高に上限があるのか。例えば、5,000 万円等の高額な未使用残高を記録することは認められるのか。</p>	<p>30 万円を超える未使用残高を記録すること自体は可能と考えますが、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する前払式支払手段を発行する場合は、業務実施計画の届出義務(資金決済法第 11 条の 2 第 1 項)や、犯罪収益移転防止法上の取引時確認等の措置を講ずる義務を負うこととなります。</p> <p>また、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない場合であっても、電子的な移転等が可能な前払式支払手段を発行する場合には、アカウントに記録が可能な未使用残高の上限額の設定等、前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置を講ずることが求められますので、ご注意ください(前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 1 号及び第 2 号)。</p>
23	<p>資金決済法第 3 条第 9 項において、「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座(当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものに限る。)をいう。」とある。</p> <p>例えば、ある前払式支払手段発行者が数種類の前払式支払手段を発行しているとして、(1)「番号通知型前払式支払手段」に該当するもの、(2)「残高譲渡型前払式支払手段」に該当するもの、(3)「番号通知型前払式支払手段」にも「残高譲渡型前払式支払手段」にも該当しないものの 3 種をそれぞれ分けて管理している場合で、利用者が(3)について 30 万円を超える未使用残高を保有でき</p>	<p>高額電子移転可能型前払式支払手段に該当する前払式支払手段と、高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない前払式支払手段とを別々に発行しているのであれば、後者の前払式支払手段において利用者が 30 万円を超える未使用残高を保有できる場合でも、当該後者の前払式支払手段との関係において、発行者は高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者には該当しません。</p>

	ても、その発行者は「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者にはならないという理解でよいか。	
	(5) その他の要件等	
24	<p>資金決済 WG 報告では、高額電子移転可能型前払式支払手段について、繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限るとの趣旨の指摘がなされていたところ、今回の府令における高額電子移転可能型前払式支払手段の定義においても、リチャージができないものは高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しないとの理解でよいか。その場合、「電磁的方法によりその未使用残高の記録の加算が行われるものに限る」（前払式支払手段府令第5条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項）という文言が、リチャージ可能であることを意味しているということか。</p>	貴見のとおりです。
25	<p>前払式支払手段府令第5条の2第1項第1号口及び第2号口における「一月間」は、(1)直前1か月間（30日・31日間）、(2)暦歴での1か月間（毎月1日から末日まで）か。それとも、この点は発行体の既存の発行システム等を踏まえて発行体にて判断してよいか（例えば毎月15日締め）。</p>	<p>1月間の起算点については前払式支払手段発行者が自主的に判断することが可能と考えます。その際、個々の利用者ごとに当該起算点を設定することも差し支えないと考えます。</p> <p>ただし、1月間において移転等が「可能な」金額を限定する必要がありますので、発行者が直近の1月間の移転額等を事後的に確認するのみにとどまり、1月間の移転等の総額が30万円を超えることがないようにするための適切な措置を予め講じていない場合は、前払式支払手段府令第5条の2第1項第1号口、同項第2号口又は同条第2項第1号若しくは第3号の要件に該当すると考えます。</p>
26	<p>「一月間」の意義について（前払式支払手段府令第5条の2第1項及び第2項）</p> <p>一月間とは、事業者が任意で定めた基準日を起点とした期間であって、一律に各月1日から末日までと決まっているものではないという理解で正しいか。</p> <p>（例：事業者が基準日を毎月15日と定め、毎月16日～翌月15日までを一月間と定める等）</p> <p>上記のとおり事業者が任意で定めた一月間内での移転可能額、記録可能額、利用可能総額がそれぞれ30万円以下に収まれば、各要件には該当しないという理解で相違ないか。</p> <p>（例：上記例のとおり、基準日を毎月15日と定め、毎月16日～翌月15日までを一月間と定めた場合、X月1日～X月15日までに累計29万円の移転等がなされ、X月16日に3万円が移転等されたとしても、同15日終了時点で移転等累計額は</p>	

	一旦クリアされるため、そのみでは、各要件に定める累積上限額 30 万円は超過しない)	
27	<p>現在の前払式支払手段発行者は、以下の(1)又は(2)を満たせば、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者には該当しないという整理でよいか。</p> <p>(1)「番号通知型前払式支払手段」は、チャージ可能な1件当たりの未使用残高の額を10万円以下とし、かつ、1月間にチャージできる金額の上限を30万円以下とする(前払式支払手段府令第5条の2第1項第1号・第2号)(「残高譲渡型前払式支払手段」の場合は、移転可能な1件あたりの未使用残高の額を10万円以下とし、かつ1月間に譲渡できる金額の上限を30万円以下とする)、又は</p> <p>(2)利用者のいわゆるウォレットに記録できる未使用残高(譲渡のできない前払式支払手段の残高を除く)を30万円以下とする</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。残高譲渡型前払式支払手段又は番号通知型前払式支払手段に該当するものであっても、資金決済法第3条第8項第1号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない場合又は資金決済法第3条第9項に規定する前払式支払手段記録口座にその未使用残高が記録されない場合には、高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しません。</p>
28	<p>前払式支払手段府令第5条の2第1項について (意見)</p> <p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」の範囲については、(1)移転が可能、ないしは前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高の額が2万円を超えるものであること、又は、(2)移転が可能、ないし前払式支払手段記録口座に記録が可能な1カ月間の未使用残高の総額が5万円を超えるものであることのいずれかとすべきである。</p> <p>(意見の理由)</p> <p>当弁護団で扱っているサクラサイト等の被害事案では、決済手段として銀行振込やクレジットカード決済のほか前払式支払手段が利用されているケースも多い。しかし、前払式支払手段の場合、本人確認義務が課されていないため、決済代行業者が関与しない形で他者に譲渡された場合は、資金の移転先が判明しないことが多く、被害回復は極めて困難である。また、サクラサイト等の悪質業者は、少額の前払式支払手段を多数回利用させることによって、総額では高額の決済を行</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、資金決済 WG 報告において、以下の考え方が示されています。</p> <p>(6) 今後の課題</p> <p>(中略) 高額電子移転可能型前払式支払手段は、現時点において特にリスクが高いものとして切り出したものであって、それに属さない前払式支払手段のマネー・ローンダリング等のリスクが低いことを示すわけではない。</p> <p>今後とも、マネー・ローンダリング等に係るリスク環境の変化や前払式支払手段のサービス提供状況等を踏まえ、不断の制度見直しを機動的かつ柔軟に行っていくことが重要である。</p>

	<p>っていることも多い。</p> <p>以上のことからすると、本来は全ての前払式支払手段について本人確認等を行うべきであり、内閣府令案で示された範囲では狭すぎる。一方、全ての前払式支払手段について本人確認等を行うことは、費用と時間がかかることも懸念される。統計資料によれば、前払式支払手段発行会社4社のチャージ残高の譲渡額の分布は10万円以上が0.1%で、2万円未満が約97%であるとのことであるから、少なくとも、1回あたりの移転額は2万円超、1か月の総額については5万円程度とすべきである。このような範囲としても、事業者にとって許容範囲と考えられる。</p>	
29	<p>本人確認等の対象とする電子移転可能型前払式支払手段の範囲について</p> <p>利用者保護を実効的に図ることができる水準のものとするべきである。具体的には、前払式支払手段の利用実態や消費者被害の実態に鑑み、1回当たりの譲渡額等が2万円超又は1か月当たりの譲渡額等の累計額が10万円超のものを対象とするべきである。</p>	
30	<p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」の要件について (意見)</p> <p>前払式支払手段府令第5条の2において、移転可能な1か月間の未使用残高の総額として30万円を超えるものを要件の1つとしているが、その額の根拠を具体的かつ網羅的に示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>当該額の設定については、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書(2022年1月11日)において、「電子移転可能型前払式支払手段と機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する制度や利用実態等を踏まえ、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額を30万円超とすることが考えられる」とされているが、この記載のみでは曖昧であり、根拠が不明確であると言わざるを得ない。</p> <p>これまでも当連盟が主張しているとおり、クレ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、資金決済WG報告において、以下の考え方が示されております。</p> <p>(4) 「高額電子移転可能型前払式支払手段」の範囲 (中略) 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考え方に基づき、電子移転可能型前払式支払手段と機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する制度や利用実態等を踏まえ、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額を30万円超(注148)とすることが考えられる。</p> <p>注148 (中略) クレジットカード事業者も、利用可能枠の多寡にかかわらず、犯収法に基づく取引時確認(本人確認)や疑わしい取引の届出等を行うことが求められる。クレジットカード利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少</p>

	<p>ジットカードの与信枠は、そもそも今回の前払式支払手段の移転可能額の閾値とは性質が異なるものであるとともに、クレジットカード事業者が貸し倒れリスクを避けるために低めに設定されることが通常であり、前払式支払手段の移転可能額の閾値とする根拠としては薄弱であると考えている。</p> <p>今後、移転可能額の閾値が明確な根拠なく変更されることがないようにするためにも、今般、移転可能額の閾値を 30 万円と定める根拠を具体的かつ網羅的に示していただきたい。</p>	<p>額利用のものとして信用力の低い学生向けには 30 万円程度とする例がある。</p>
31	<p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」の該当範囲について</p> <p>前払式支払手段府令第 5 条の 2 第 1 項柱書において、「次に掲げる要件のすべてに該当することとする」とあるが、これは、同項第 1 号に該当し、かつ、第 2 号にも該当する場合という意味であるとの理解で正しいか。</p> <p>上記の通りとすれば、同項第 1 号のみに該当する場合（「残高譲渡型前払式支払手段」として同号の要件を満たすが、「番号通知型前払式支払手段」には該当しないもの）は、「高額電子移転可能型前払式支払手段」には該当しないことになると考える。</p> <p>表現としては、「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める要件のいずれか（次の各号のいずれの場合にも該当する前払式支払手段にあつては、当該各号に定める全ての要件）に該当すること」が正しいように思われるが、上記条文解釈を確認させていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、前払式支払手段府令第 5 条の 2 第 1 項柱書を修正しました。</p>
32	<p>既定の重複適用有無について</p> <p>資金決済法第 3 条第 8 項第 2 号は「前号に掲げるものに準ずるもの」と規定しているため、法律上、同項第 1 号と第 2 号に重複して該当することはない（仮に同項第 1 号に該当するのであれば、同項第 2 号に該当することはない）との理解で正しいか</p> <p>※ 前払式支払手段府令第 23 条の 3 第 2 号口に該当することによって同号の措置が必要になることは別論の前提</p>	<p>資金決済法第 3 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に重複該当することも排除されないと考えます。</p>

33	<p>前払式支払手段の中には、「番号通知型前払式支払手段」及び「残高譲渡型前払式支払手段」のいずれにも該当しないものがあるという理解でよい。</p> <p>例えば、利用者が、コンビニエンスストアや発行者のウェブサイト上で代金を支払い、自らのアカウントに直接チャージするタイプの前払式支払手段（番号等が利用者に通知されることはなく、また購入後他人に譲渡できないもの）の場合、「電子処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等」は利用者に発行されないため「番号通知型前払式支払手段」には該当しない。また、この場合、発行者の管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて残高を移転することはできないので、「残高譲渡型前払式支払手段」にも該当しないと考えられる。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘のような機能のみを有する前払式支払手段については、番号通知型前払式支払手段及び残高譲渡型前払式支払手段に該当しないものと考えます。</p>
34	<p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」の解釈について (意見)</p> <p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」、特に「残高譲渡型前払式支払手段」及び「番号通知型前払式支払手段」の該当性に関する解釈については、アカウントに紐づく未使用残高の不適切な移転を防止するという規制の趣旨に照らし、不合理に対象となる範囲を拡大したり、変遷したりすることがないように留意いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>例えば番号等が転々流通することが生じ難いものや、残高の移転が第三者との間では行われ難いもの、法令上の文言から該当しないと考えられるものなどを、法令の改正をすることなく、解釈のみによって不合理に規制対象とすることになれば、事業者の予見可能性や事業の健全な発展等を阻害することとなる。アカウントに紐づく未使用残高の不適切な移転を防止するという趣旨を十分に踏まえた明確な解釈が確立され、これが示されることが必要である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<b>Ⅱ 不適切な利用を防止するための措置</b>		
35	<p>高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者として内閣府令別紙様式第11号の3(業務実施計</p>	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-2-6-1(1)⑤及び(2)⑤の再発防止等の観点</p>

	<p>画)を提出する場合、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-2-6-1(1)(2)の⑤における体制整備は「13. 第23条の3第1号及び第2号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項」のどの項目に記載すればよいか。</p>	<p>からの体制の整備に係る事項については、同Ⅱ-2-6-1(1)②及び(2)の未然防止策に係る事項とともに、前払式支払手段府令別紙様式第11号の3の「13.(2) 前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置」にご記載ください。</p>
36	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)において具体化されている不適切利用の防止措置(上限額の設定、不適切な利用の検知体制、不適切な利用の場合の利用停止と原因取引の主体や取引内容の確認等)に賛成する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
37	<p>事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)について (意見の趣旨)</p> <p>前払式支払手段府令第23条の3第1号及び第2号に規定される措置に関する監督に当たっては、以下の点に留意すべきとする規定を新たに設けることに賛成する。</p> <p>1 残高譲渡型前払式支払手段を発行する場合、</p> <p>4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施すること、5) 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示、ロ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し等の措置を迅速かつ適切に講じる体制を整備することとする。</p> <p>2 前払式支払手段府令第23条の3第2号に掲げる前払式支払手段を発行する場合、1) 防止すべき不適切な利用の類型の特定及び必要に応じた内容の見直しをすること、2) 転売を禁止する約款等の策定や、サービスに係る上限金額を不適切な利用が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な未然防止策の検討及び実施をすること、3) 不適切な利用が疑われる取引を検知する体制を整備すること、4) 不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を</p>	

	<p>すること、5) 再発防止等の観点から、不適切な利用の類型に応じ、例えば、以下のような措置を迅速かつ適切に講じる体制を整備すること</p> <p>イ. ウェブサイト等への不適切な利用に関する注意喚起の表示、</p> <p>ロ. 販売時における販売端末、店頭陳列するプリペイドカード等への不適切な利用に関する注意喚起の表示</p> <p>ハ. 不適切な利用に悪用されているサービス内容の見直し（例えば、悪用されている販売チャネルや販売券種における販売上限額の引下げ、取扱いの停止など）</p> <p>（意見の理由）</p> <p>上記のような措置が講じられれば、前払式支払手段の不正利用による被害発生防止に役立つと考えられるため、上記措置を採ることについて賛成する。</p>	
<p>Ⅲ その他</p>		
<p>38</p>	<p>前払式支払手段について、資金決済法の規制対象となっているものも、利用者資金が半額の水準しか保全されず、現金化が出来ないことについて注意喚起をすべきである。また、資金決済法の規制対象となっていない前払式支払手段は、半額の水準の保全措置すら存しないことを注意喚起すべきである。</p> <p>「高額電子移転可能型前払式支払手段」について、本人確認情報が発行者に保有されることになるところ、不正利用や消費者被害事案において、行為者特定のための弁護士法に基づく照会請求や裁判所の調査囑託に対し、発行者等において適切に対応することが必要であることを明らかにすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<p>39</p>	<p>電子移転可能型前払式支払手段の適切な利用確保</p> <p>前払式支払手段は、加盟店への支払手段として認められているところ、電子移転可能型前払式支払手段を送金的手段として利用することは上記の趣旨に反するものであり、かかる利用は、利用者資金の全額保全や本人確認を求める資金移動</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>業の規制の趣旨を失わせるものでもある。</p> <p>従って、防止すべき「不適切な利用」には、送金手段としての利用も含まれることを明確化すべきである。</p>	
40	<p>(意見)</p> <p>電子移転可能型の前払式支払手段について、譲渡が自由に行われ、送金手段として機能するときには、為替取引としての実効的な規制・監督を行うべきである。</p> <p>(意見の理由)</p> <p>現行法上、前払式支払手段を譲渡すること自体は禁じられていないが、譲渡が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合には、為替取引と同様の機能を有することになるから、資金移動サービスとして事業が行われていると考えるべきである。したがって、電子移転可能型の前払式支払手段についても、譲渡が自由に行われ、送金手段として機能するときには、本来為替取引の規制対象とすべきことになる。</p> <p>また、前払式支払手段が送金手段として用いられることを放置すると、本来、利用者資金の全額保全が求められるサービスであるにもかかわらず、利用者資金を半額の水準しか保全せずにサービスを提供していることになり、利用者保護上も問題がある。かかる行為は規制の回避と言わざるを得ないものであり、公正な競争の観点からも問題がある。</p> <p>以上のことから、上記行為は、為替取引として規制対象とし、実効的な規制・監督が行われるべきである。</p>	
41	<p>前払式支払手段の不適切利用防止について</p> <p>(意見)</p> <p>「番号通知型前払式支払手段」等のギフトカードやギフトコードの不適切な流通防止の観点から、それらの買取業者や転売業者、転売サイト等への対策の内容を早急に明らかにするとともに、当該対策を確実に推進し、今後、実施状況を定期的に公表いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>これまでも当連盟のほか、事業者団体からも意</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>見が出ていたとおり、マネー・ローンダリング防止の観点からは、アカウントにチャージされる段階ではなく、番号等のままで発行者の管理する仕組みの外で売買がなされる段階に着目して対策を取ることが喫緊の課題であるところ、今般の法令改正ではその点の手当てがなされておらず、電子マネーの買取業者や転売業者、転売サイト等への対策が極めて重要であると考えている。</p> <p>こうした対策について、いつどのように実施するのか早急に明らかにしていただくとともに、対策が実行された後には、その実施状況を定期的に公表いただくことは、行政、事業者、消費者（団体）等の関係者が共通認識を持って協力してマネー・ローンダリング防止に取り組むために重要である。</p>	
42	<p>資金決済法第2条第6項の「物品等」に関して、この「物品等」に「寄付行為」は該当するか（含まれるか）。</p> <p>クレジットカードの場合には「寄付行為」が可能なので、前払式支払手段の場合で「寄付行為」も可能にすべきではないか。</p> <p>この「寄付行為」において、クレジットカードと前払式支払手段の場合の取扱いの差異があれば、その点も含めて、ご説明をお願いしたい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、寄附行為は、「物品等」（資金決済法第2条第6項）に該当しないものと考えます。</p> <p>なお、クレジットカードによる寄附行為については、当庁の所管外の事項であるため、回答は差し控えさせていただきます。</p>
43	<p>利用規約等において利用の目的を商行為となる取引のための使用に限定している場合や、会社のみを利用者とする前払式支払手段を発行する場合、資金決済法第4条第7号の適用除外の対象になると考えられるが、その場合、当該前払式支払手段は、高額な譲渡・移転が可能であっても改正法の高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しえず、犯収法の規制対象にはならないという理解でよいか。</p>	<p>資金決済法第4条第7号に掲げる前払式支払手段の該当性については、個別具体的に判断する必要があると考えますが、「その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている」（同号）と認められるには、ある前払式支払手段の利用が可能取引について、例えば、利用者が契約している法人契約サービスの使用料の支払のみとするなど、発行者において、当該前払式支払手段が商行為となる取引においてのみ使用されることを確保するための措置が講じられている必要があります。</p> <p>単に、利用の目的を商行為となる取引のための使用に限定する利用規約等を整備するのみならず、これに加え、前払式支払手段の利用者を会社という営利法人に限定したとしても、実際には、商行為に該当しない取引のための使用を排除で</p>

		きないと考えられるため、それらだけでは「商行為となる取引においてのみ使用されることを確保するための措置」が講じられているとはいえ、資金決済法第4条第7号に掲げる前払式支払手段に該当しないと考えます。
44	施行日の目処があればご教示頂ければ幸いです。	改正法の施行日は令和5年6月1日としています。
45	<p>施行日において、利用者が30万円を超えてアカウントに残高を保有できる場合、利用者のアカウントは「前払式支払手段記録口座」（資金決済法第3条第9項、前払式支払手段府令第5条の3）に該当し、前払式支払手段府令第5条の2が定める他の要件が満たされている限り、当該前払式支払手段は「高額電子移転可能型前払式支払手段」（資金決済法第3条第8項）に該当するという事になりますでしょうか。</p> <p>また、この場合、(1)「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年6月10日法61）附則第3条第1項に基づき、改正法の施行日において現に「高額電子移転可能型前払式支払手段」を発行している者としての届出を行えば、施行日から起算して2年間は業務実施計画の届出（資金決済法第11条の2）は猶予される、また、(2)当該届出を行うまでは、当社は犯罪収益移転防止法上の特定事業者（犯罪収益移転防止法第2条第2項第30号の2）に該当せず、取引時確認（同法第4条）等、同法上特定事業者に課されている義務はかからないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>（前段について）</p> <p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。ご指摘のような前払式支払手段については、基本的には、「高額電子移転可能型前払式支払手段」に該当するものと考えます。</p> <p>（後段について）</p> <p>貴見のとおりです。</p>
46	（1）現在前払式支払手段を発行している者が、全利用者のいわゆるウォレットの残高の上限を30万円とすると決定した場合（「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者にならないようにするという判断をした場合）で、改正法施行日から2年を経過した日の時点で、ウォレットの残高が上限額を超えている利用者に対しては、(1)新規のチャージ行為を禁止することで足りるか、それとも、(2)残高を30万円以下まで減らす積極的な行為が必要となるか（残高を減らす方法として	<p>（1）について</p> <p>ご想定される前払式支払手段の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、改正法附則第2条の経過措置は、「法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段」を発行している者に適用されます。経過措置が適用される期間（改正法施行日から2年を経過する日までの期間）の間に、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者にならないようにするためには、資金決済法第3条第8項に定める高額電子移転可能型</p>

は、(1)資金決済法に反しない範囲での現金や銀行振込での返金、(2)「番号等」の新規発行（チャージ済みの残高を、未チャージ残高とする）が考えられる。）。

また、仮に利用者の協力が得られない場合（例：振込先口座を当社に連絡してくれない）、事前に利用者への周知を行った上で、一時的にアカウントを停止するという手段もやむを得ないと考えてよいか（当該利用者が当社に連絡した場合は、直ちに利用者へ返金等を案内できる態勢は整備する前提）。

(2) 現在前払式支払手段を発行している者が、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者となる場合で、改正法施行日から2年を経過した日までに本人確認等が完了していない利用者については、(1)同日を経過した後の最初のチャージ行為又は残高の移転（残高の移転は「残高譲渡型前払式支払手段」の場合のみ）時点までに本人確認を行えばよいのか、それとも(2)前払式支払手段の利用（商品やサービスの購入）時点までに本人確認を行う必要があるのか。

前払式支払手段に該当しないよう、商品設計の見直しを進めていただく必要があります。

この点、経過措置の適用が終了した日（改正法施行日から2年を経過した日）において30万円を超える未使用残高が一般前払式支払手段記録口座（前払式支払手段府令第1条第3項第6号）に実際に記録されている場合には、そもそもその上限額が30万円を超えることを許容する商品設計であることから、当該口座は前払式支払手段記録口座（資金決済法第3条第9項）に該当します。この場合において、前払式支払手段府令第5条の2の要件に該当しないような商品設計の見直しが講じられていない限り、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に該当します。ただし、この場合においても、番号等による新規のチャージ行為が一切不可能な商品設計としている場合には、前払式支払手段府令第5条の2第1項第2号イ及びロに掲げる要件（以下「1回/1月内チャージ要件」という。）を満たさないため、その番号通知型前払式支払手段は、高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しないと考えます。なお、未使用残高が30万円を超える状態が解消された後に、一般前払式支払手段記録口座のチャージ上限額を30万円以下に設定している場合には、番号等によるチャージ行為を可能とすることも差し支えないと考えます。

ただし、恒常的に高額電子移転可能型前払式支払手段に該当させないことを意図し、例えば、①一般前払式支払手段記録口座のチャージ上限額を30万円以下としつつ1回/1月内チャージ要件に該当する状態と、②一般前払式支払手段記録口座のチャージ上限額は30万円超としつつ1回/1月内チャージ要件に該当しない状態とが、交互に自動的に切り替わるような商品設計とすることは潜脱的な対応となるものと考えられ、認められません。

(2) について

現在前払式支払手段を発行している者が、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者とな

		<p>る場合で、改正法附則第2条の経過措置の適用期間終了後、資金決済法第11条の2第1項の規定による届出をした日(以下「届出日」といいます。)より前にアカウント開設をした利用者であって、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了していない者については、届出日以後の最初のチャージ行為又は残高の移転(残高の移転は「残高譲渡型前払式支払手段」の場合のみ)の時点までに取引時確認を行っていただく必要があります。</p>
47	<p>「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の内閣府令案において、残高譲渡型前払式支払手段に加え、番号通知型前払式支払手段及び番号通知型に準ずる前払式支払手段について、不適切利用防止の観点から体制整備が義務づけられ、前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式第1号(発行届出書)及び第3号(登録申請書)の第4面「8・業務の内容及び方法(1)前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等」に係る様式の改正案において、「電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無」、「電子移転可能型前払式支払手段の種類、名称」及び「一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額」の記載欄の追加並びに「移転可能額の上限等」について、記載内容の追加等が行われております。</p> <p>改正法施行日より前に電子移転可能型前払式支払手段を発行している者の場合、改正法施行後、遅滞なく、財務(支)局に提出している第4面について、上記の追加等された事項に必要な事項を記載したものに差し替えるために新たに第4面を作成し、提出する必要があるのでしょうか。</p> <p>それとも、改正法施行後遅滞なく第4面の差し替えを行う必要はなく、第4面に改正案で追加等された事項以外の事項に変更があり、その変更届出を提出する際に、併せて当該変更事項と改正案で追加等された事項に必要な事項を記載した第4面を作成し、財務(支)局に提出することによるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の第4面について、改正法(資金決済法の改正部分)の施行前に届出を行っている自家型前払式支払手段発行者又は登録を受けている第三者型前払式支払手段発行者については、施行後、一律に変更届出等の提出は求められておらず、届出書又は登録申請書に記載した事項のうち、改正後の法令に基づき記載が求められる事項について変更があったときに、資金決済法第5条第3項又は第11条第1項の規定による変更届出が必要となります。</p>